

障害福祉サービス等・障害児通所支援事業者 集団指導

指導監査・運営指導、 令和8年度に注意すべき主なポイント (令和8年度トピック)

※一部、通年資料と重複する内容があります。

令和8年6月作成

佐世保市保健福祉部指導監査課

資料を読むにあたっての留意点

本資料は、基本的に障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業における共通した内容です。

表記等は障害福祉サービス等の用語で表現していますが、障害児通所支援事業の内容も包含していますので、障害児通所支援事業者におかれましては、以下のとおり読み替えをお願いします。

ただし、各々のサービスに特化した内容については、以下の表記とします。

- ➔ 障害福祉サービス等・・・(者)
- ➔ 障害児通所支援事業・・・(児)

【読み替え】

- 障害福祉サービス事業者・・・・・・・・障害児通所支援事業者
- 自立支援給付対象サービス等・・・・・・・・障害児通所支援事業
- 自立支援給付・・・・・・・・障害児通所給付
- 介護給付費・・・・・・・・障害児通所給付費
- サービス管理責任者・・・・・・・・児童発達支援管理責任者
- 個別支援計画・・・・・・・・通所支援計画

目次・主な根拠法令等

▶目次 ※この資料において共通部分に関しては、障害福祉サービス等には障害児通所支援事業内容を含む

1	令和8年度指導監査について	P.4～P.6
2	令和8年度運営指導について	P.7～P.22
3	令和7年度運営指導の指摘内容等について	P.23～P.37
4	令和8年度に注意すべき主なポイント	P.38～P.42
5	その他重要事項	P.43～P.44

▶主な根拠法令等 (障害福祉サービス等)

1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）
2	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
3	障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
4	障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
5	障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(障害児通所支援事業)

1	児童福祉法
2	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
3	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

※各基準について、本資料の中では基準省令と呼びます

1 令和8年度指導監査について

(1) 令和8年度における集団指導及び運営指導について

令和8年度の集団指導及び運営指導については、厚生労働省の通知に基づき、下記の対応とします。

① 集団指導

市ホームページに資料を掲載することをもって、集団指導の実施とします。

なお、事業者の皆様には、資料を確認した旨の報告書をいただくことにより、実施（出席）確認を行います。

※必ず、全ての資料に目を通したうえでご報告ください。

② 運営指導

感染症等の防止対策を図る（体調管理等を行う）とともに、事業所等の皆様方へ影響を最小限に抑えることができるよう、必要最低限の項目について確認等を行います。

※ただし、運営状況や記録の整備状況等によっては時間を要することがあります。

1 令和8年度指導監査について

(2) 運営指導の実施方針

【令和8年度の運営指導対象事業所の選定方法】

- 概ね、3年に1度（障害者支援施設は原則1年に1度）の頻度で実施
※ただし、障害者支援施設は、一般監査（運営指導）にて特に運営上の問題が無いと確認された場合は、3年に1度の頻度により行う場合があります。
- 指定後、半年から1年程度経過した事業所
- 過去の運営指導等の状況を踏まえ、継続的な確認が必要と判断される事業所
- 利用者等から情報提供や苦情等があり、特に必要と判断される事業所
- 他、特別な事由により運営指導を行う必要があると思われる事業所

本市の選定により、全ての事業所が運営指導の対象となる可能性がります。

1 令和8年度指導監査について

(3) 事前通知のない事業所訪問の実施

現在、事業所等における日常の様子を伺うために、事前通知なしに事業所等を訪問することを検討しています。

これにより、日常的な利用者支援、記録の整備及び従業員の配置状況等を確認することによって、更なるサービスの質の向上を図るとともに不正の防止を図り、適正な運営に繋げていただくことを目的とします。

事業者の皆様におかれては、当趣旨をご理解いただき、訪問の際には利用者の支援に支障がない範囲で、可能な限りご対応をお願いすることとなりますので、ご協力をお願いします。

#	サービス	法的根拠
1	障害福祉サービス 障害者支援施設	障害者総合支援法第10条
2	地域相談支援	障害者総合支援法第10条
3	特定相談支援	障害者総合支援法第10条
4	障害児相談支援 障害児通所支援	児童福祉法第57条の3の2

2 令和8年度運営指導について

(1) 過去の運営指導の実績（者）

サービスの種類	R4実施数	R5実施数	R6実施数	R7実施数
居宅介護	6	14	1	10
重度訪問介護	5	12	1	9
行動援護	0	4	0	0
同行援護	0	2	0	1
生活介護	4	20	4	9
短期入所	1	6 (2※)	5 (6※)	7 (6※)
計画相談支援	2	10	10	13
共同生活援助	2	6	26	11
自立訓練(生活訓練)	2	3	2	1
宿泊型自立訓練	0	0	1	0
就労移行支援	2	3	4	2
就労継続支援 A 型	3	3	5	5
就労継続支援 B 型	19	13	29	20
施設入所支援	1 (6※)	5 (2※)	1 (6※)	1 (6※)
障害児相談支援	1	10	6	11
地域相談支援	0	0	3	10
計	48	111	98	110

R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施件数が落ちている。

※：書面監査等実施件数

2 令和8年度運営指導について

(1) 過去の運営指導の実績（児）

サービスの種類	R4実施数	R5実施数	R6実施数	R7実施数
児童発達支援	11	8	15	9
放課後等デイサービス	12	15	28	12
居宅訪問型児童発達支援	1	1	0	3
保育所等訪問支援	3	1	2	1
計	27	25	45	25

2 令和8年度運営指導について

(2) 令和8年度指導の重点項目

- ① 人員に関する基準及び勤務体制の確保等
- ② 介護給付費等の算定及び取扱い
- ③ 個別支援計画等の作成
- ④ 虐待防止
- ⑤ 身体拘束
- ⑥ 業務継続計画の策定等
- ⑦ 衛生管理等
- ⑧ 自動車を運行する場合の所在の確認（児）
- ⑨ 安全計画の策定等（児）

※運営指導等においては、その他の項目についても確認を行うため、必要書類等の整備を行っておくようお願いします。

利用者の生命へのリスクや給付費の不正等に繋がる恐れのある項目を重点的に指導します。

2 令和8年度運営指導について

(3) 重点項目の具体内容

① 人員に関する基準 → 勤務体制の確保等

● 関係法令等

- ▶ 基準省令（人員に関する基準、勤務体制の確保等）

● 指導内容

- ▶ 人員に関する基準を満たす職員配置の確保と、適切な職員によるサービスの提供が行われるよう指導します。
- ▶ サービスの提供に当たって、適切なサービスの提供を確保するために月ごとの勤務表を作成するとともに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしておくよう指導します。

人員配置は、職員の勤務実績を含め厳密に確認を行い、不正が発覚した場合は、行政処分の対象になる場合があります。

2 令和8年度運営指導について

【具体的な指導内容】

- 事業ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。
(毎月シフト表や勤務形態一覧表等を作成すること)
- 従業者の勤務実績を明確に記録しておくこと。
(特に、法人役員等の勤務実績を残していないケースが散見されます)
- 多機能型事業所であっても、各々の事業は別事業である(兼務不可である)ことから、事業者は従業者に他の事業の業務を行わせないこと。
※障害児通所支援は、兼務可
- 特に、施設外就労を行うにあたっては、利用者が2～3人ずつの少数であったとしても、職員はそれぞれに配置が必要となることから、各々の事業所の従業者が随行を行うこと。
- 障害児通所支援事業の児童発達支援、放課後等デイサービスについては、サービス提供時間帯を通じて基準に定められた数の従業者の配置を行うこと。

<指摘事項の例>

- ▶勤務形態一覧表（勤務予定表）に記載のない職員が、支援を行っている。
- ▶法人代表者の勤務時間の記録を残しておらず、人員基準違反となった。
- ▶多機能型事業所において、特に施設外就労等を実施する際に、片方の事業所の従業者のみが支援している。

2 令和8年度運営指導について

②介護給付費等の算定及び取扱い

●関係法令等

- ▶基準省令等（サービスの提供の記録、介護給付費等の算定及び取扱い）

●指導内容

介護給付費等の算定に関し、制度の信頼性確保及び利用者保護の観点に立ち、適正な請求が行われるよう指導します。

介護給付費等の請求の計算基礎となるサービスの提供の記録については、提供日、具体的内容その他必要な事項等をサービスの提供ごとに記録するようになっていきますので、一か月分を後でまとめて作成することがないように指導します。

処遇改善加算については、対象となる職種・ルールに基づいて、適正な金額を配分するよう指導します。

2 令和8年度運営指導について

【具体的な指導内容】

- ①利用者及び事業者等が、その時点での契約支給量やサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスの提供日、具体的内容、その他必要な事項をサービスの提供の都度記録しているか。
- ②サービス提供記録（支援記録）に基づきサービス提供実績記録票が適正に作成されているか。また、請求データと整合性がとれているか。
- ③加算分を請求するにあたり、その根拠となる記録の作成及び保管を行っているか。
- ④計画相談（障害児相談）支援において、作成された計画について利用者の同意を得たことに基づいて給付費の請求をしているか。
- ⑤処遇改善加算を算定している事業所において、届け出たキャリアパス要件等を満たしているか。また、要件を満たさなくなった場合、変更届出を行っているか。（キャリアパス要件V配置等要件について要件を満たさなくなった場合での加算区分変更等）
- ⑥処遇改善加算について、法人で定めた配分ルールに従って適正に配分しているか。また、配分方法等について従業者に十分な説明を行っているか。
- ⑦請求に関して、給付を受けるサービスと自己負担分の区別があいまいになっていないか。
- ⑧給付費等の請求について、算定に必要な要件（人員配置や資格要件等）を満たしているか。

2 令和8年度運営指導について

②介護給付費等の算定及び取扱い → 定員超過利用減算（児）

●関係法令等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定
単位数に乗じる割合

●指導内容

障害児通所給付費の算定に関し、定員超過利用減算の適正な請求が行われるよう指導します。

児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、原則として利用定員を超えて通所支援の提供を行ってはならないとされており、利用者数が一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要がある。定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たり、国から示されている確認シートを用い、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、算定の漏れがないよう指導します。

※通知 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（事務連絡令和4年2月28日）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室

2 令和8年度運営指導について

③運営に関する基準 → 個別支援計画の作成

●関係法令等

- ▶基準省令（個別支援計画の作成）

●指導内容

サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、適切な個別支援計画が作成されるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ① サビ管等が、サービス等利用計画等を基に、個別支援計画案を作成しているか
- ② アセスメントにより解決すべき問題を明らかにし、提供するサービスの具体的内容や、日程等を計画に盛り込み、援助の方向性や目標を定めているか。
- ③ 個別支援計画原案の内容についての会議を開催（（者）の場合は原則利用者本人同席）し、協議しているか。（参加できない場合は、別途事前に意向等を確認しているか。）
- ④ 個別支援計画原案を本人及びその家族に説明し、同意の署名を貰っているか。
- ⑤ （生活介護の場合）標準的な支援時間を個別支援計画に定めているか。
- ⑥ 以上を踏まえた、個別支援計画を利用者や相談支援事業者へ交付しているか。
- ⑦ 見直しの際にも、モニタリングを踏まえ同様の流れで実施しているか。

2 令和8年度運営指導について

③運営に関する基準 → 個別支援計画の作成（児） R6.4以降変更点 ※報酬改定に伴う変更部分含む

基準等が見直され、令和6年4月から下記のとおりのおりの取組が求められています。適正に実施するよう指導します。

【具体的な変更内容】（一部報酬改定に伴う内容含む）

- ① 個々の障害児の支援に要する時間を個別支援計画に定め、計画時間に応じて基本報酬を算定すること。（児発・放デイ※重心以外・・・報酬時間区分創設対象）
※ただし、報酬の時間区分創設にかかわらず全サービス個別支援計画に支援の提供時間を定めること。
- ② 延長支援加算の算定にあたっては、延長支援時間を個別支援計画に定めること。①の報酬時間区分創設対象
- ③ 個々の障害児への支援内容について、個別支援計画において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域とのつながりを明記すること。（児発・放デイ・居宅訪問型児発）
- ④ 保育所等との並行通園や保育所等への移行等、インクルージョン（障害児の地域社会への参加・包摂）推進の具体的な取組等についても個別支援計画に記載し実施すること。（児発・放デイ・保育所等訪問）
- ⑤ 個別支援計画を作成した際は、保護者と相談支援事業所に交付すること。（全サービス）

詳細は、基準省令、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、報酬告示、留意事項通知、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&A

子ども家庭庁支援局障害児支援課発 事務連絡

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について（令和6年3月15日）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について（令和6年5月17日）をご確認ください。

2 令和8年度運営指導について

④運営に関する基準 → 虐待の防止

※R6年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

- ▶平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行
- ▶基準省令（虐待の防止）、（運営規程）

●指導内容

職員への研修実施や虐待防止措置を講じることが定められていますので、事業者に対し虐待防止の取り組みを行うよう指導します。

令和4年4月1日から、虐待防止対策検討委員会の定期的開催及び従業員に対する結果の周知が義務付けられたことを踏まえ、適正に実施するよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①職員に対し、虐待についての事業所内研修または外部研修を受講させるなどの研修の機会を設け、虐待防止について周知しているか。
- ②虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っているか。

虐待に組織性、悪質性、連続性、非改善等が認められた場合、
行政処分の可能性があります。

2 令和8年度運営指導について

⑤運営に関する基準 → 身体拘束等の禁止

※R5年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

- ▶平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行
- ▶基準省令（身体拘束等の禁止）、（運営規程）

●指導内容

利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行うことが無いよう指導します。

令和4年4月1日から、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及び従業者への周知徹底が義務付けられたことを踏まえ、適正化を図るための措置を講ずるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について 従業者に周知徹底を図っているか。
- ② 身体拘束等の適正化のための 指針を整備しているか。
- ③ 全従業者に対し、身体拘束等の適正化のための 研修を定期的に実施しているか。
- ④ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、拘束の態様、開始及び終了時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、適正な取り扱いを行っているか。

2 令和8年度運営指導について

⑥運営に関する基準 → 業務継続計画の策定等

※R6年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

- ▶基準省令（業務継続計画の策定等）

●指導内容

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう指導します。

また、業務継続計画に係る研修及び訓練を定期的の実施するよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①業務継続計画を策定しているか。また、計画について従業者に周知しているか
- ②計画の内容は「感染症分野(平時からの備え・初動対応・感染拡大防止体制の確立)」と「災害分野（平常時の対応・緊急時の対応・他施設及び地域との連携）」を網羅しているか
- ③業務継続計画のために必要な研修及び訓練を年1回以上実施しているか
※障害者支援施設は年2回以上

2 令和8年度運営指導について

⑦運営に関する基準 → 衛生管理等

※R6年度から、義務化

●関係法令等

- ・基準省令（衛生管理等）

●指導内容

利用者が新型コロナウイルスやノロウイルスといった感染症による事業所内での集団感染等が発生することがないように、感染症等に対する予防対策を講じることが極めて重要であることから、適切な衛生管理が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上（訪問系・相談系は概ね6月に1回以上）開催しているか（R6年度から義務化）
- ②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか（R6年度から義務化）
- ③従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年に2回以上（訪問系・相談系は年に1回以上）実施しているか（R6年度から義務化）
- ④感染症等の発生または発生が疑われる状況が生じた時は、速やかに市障がい福祉課等の関係機関に連絡する等、発生時の連絡が適切に行われているか。
- ⑤職員は、利用者の状態把握に努め、緊急時には医師や看護師の指示に従い、感染がさらに拡大しないよう適切な対応をしているか。

2 令和8年度運営指導について

⑧運営に関する基準（児） → 自動車を運行する場合の所在の確認

●関係法令等

▸基準省令（自動車を運行する場合の所在の確認）

※R5年度から、義務化

●指導内容

障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときに、必要な安全装置が装備された自動車を使用し、適切に利用者の所在確認が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときは、障害児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認しているか。（R5年度から義務化）【障害児通所支援全サービス】
- ②障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（安全装置）を備え、これを用いて①の所在確認（障害児の降車の際に限る）を行っているか。

※2列以下の自動車を除くすべての自動車が原則として義務付けの対象

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

2 令和8年度運営指導について

⑨運営に関する基準（児） → 安全計画の策定等

●関係法令等

- ▶基準省令（安全計画の策定等）

※R6年度から、義務化

●指導内容

障害児の安全確保を図るため、事業所ごとに安全に関する計画を策定し、当該計画に従い必要な措置が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①安全計画を策定しているか。
 - 設備の安全点検
 - 従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導
 - 従業者の研修及び訓練
 - その他事業所における安全に関する事項
- ②従業者に対する周知及び研修・訓練の定期的な実施を行っているか。
- ③保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知を行っているか。
- ④定期的な安全計画の見直し・必要に応じた変更を行っているか。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

①運営に関する基準 → 内容及び手続の説明及び同意

< 指摘事項 >

- ▶利用契約書や重要事項説明書に不備がある、説明がなされていない等（利用期間、契約日、事業者・利用者の署名漏れなど。）

【具体的な指導内容】

- 利用に必要な情報であるため、利用期間等について記載漏れがないように利用契約書や重要事項説明書に記載するとともに、利用者及び必要に応じその家族に文書により説明をし、同意を得ること。

【利用契約時の注意点】

- 利用契約は、利用者（又は保護者）と法人代表者またはその委任を受けた者との間で締結する必要があります。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

②運営に関する基準 → 工賃の支払い等（者）

< 指摘事項 >

- ▶ 就労B型：工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払われた工賃の平均額を、利用者に通知していない。
- ▶ 就労系：工賃の妥当性を示すことができる資料が作成されていない。

【具体的な指導内容】

- 就労B型事業者は年度ごとに、工賃の目標水準及び前年度の利用者に支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告が必要であるが、利用者に対し通知をしていないため、必ず通知すること。

（平均工賃額の通知方法は、事業所全体の平均を、目標水準とともに掲示物等に記載し、年に一回利用者に通知する等でよい。）

- 工賃の妥当性を示せる資料を作成すること。

※ 工賃は生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならないため、給付費の一部を工賃に充てないこと。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

③運営に関する基準 → 個別支援計画の作成

< 指摘事項 >

- ▶ 個別支援会議に利用者やサービス提供の担当者を同席させていない。
- ▶ 原案に、利用者の同意（署名等）がない。
- ▶ 計画の見直し・変更が行われていない。
- ▶ 原案、計画の保管が適切に管理されていない。

【具体的な指導内容】

- 原案の作成、個別支援会議の開催、利用者への説明・同意など、アセスメントから計画の交付、その後のモニタリング等までの一連の流れについて必要な手順を踏むこと。
(必要な手順を経ていない場合、個別支援計画未作成減算になります。)
- 計画更新時期に限らず少なくとも6月に1回モニタリングを行い、計画見直しを検討すること。
- 原案、計画は5年間保管すること。

運営指導において、重点的に聞き取りを行います。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

④運営に関する基準 → 重要事項等の掲示

< 指摘事項 >

- ▶重要事項等の掲示がない若しくは不足している。

【具体的な指導内容】

- 「運営規程の概要」、「従業員の勤務の体制」、「協力医療機関及び協力歯科医療機関」、「第三者評価」、「事故発生時の対応」といった重要事項の掲示がないことから、利用者等が見やすい場所に掲示すること

⑤運営に関する基準 → 秘密保持等

< 指摘事項 >

- ▶秘密保持（業務上知り得た秘密を正当な理由なく漏洩しない）のための誓約書が作成されていない従業員がいる。
- ▶退職後の秘密保持についての記載がない。

【具体的な指導内容】

- 事業所の全員に対し、秘密保持のための誓約書を取ること。
また、全従業員に対する誓約書の文言については、正当な理由がある場合は開示の必要があるため、「正当な理由なく漏洩しない」といった文言にするようご検討ください。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

⑥運営に関する基準 → サービスの提供の記録

<指摘事項>

- ▶ サービスを提供したことについて、利用者の確認がとられていない。
- ▶ 具体的な支援の内容や利用者の様子や反応についての記録漏れや不備がある。

【具体的な指導内容】

- サービス提供に係る適切な手続きを確保する観点から、利用者から確認を受けなければならない。もれなく利用者の確認（サイン、押印等）をもらうこと。
- 利用者への具体的な支援の内容や利用者の様子や反応について、適切に記録すること。

※業務日誌等により、サービスの提供の記録を確認した際に、内容の整合性が取れないものが散見されていますので、記載漏れや不備がないよう記録してください。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

⑦運営に関する基準 → 衛生管理等

< 指摘事項 >

- ▶ 感染症予防対策のマニュアルは作成されていたが、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていなかった。
- ▶ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置や開催を必要回数実施されていなかった。
- ▶ 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練が必要回数実施されていなかった。

【具体的な指導内容】

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置すること。
- 委員会の開催は3月に1回以上（訪問系・相談系は概ね6月に1回以上）開催すること。
- 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年に2回以上（訪問系・相談系は年に1回以上）実施すること。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

⑧運営に関する基準 → 非常災害対策

< 指摘事項 >

- ▶重要事項説明書において、年2回以上避難・防災訓練を行う旨の記載があるが、年1回の実施となっている。
- ▶非常災害対策計画（非常災害に関する具体的計画）において火災・地震に関する定めはあるが風水害に関する対策の定めがない。

【具体的な指導内容】

- 消火訓練及び避難訓練は確実に年2回以上実施すること。
（消防法施行規則第3条に年2回以上実施しなければならない規定あり）
- 非常災害対策計画（非常災害に関する具体的計画）に風水害対策を追加すること。
（「非常災害に関する具体的計画」とは「消防計画」及び「風水害、地震等の災害に対処するための計画」）

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

⑨運営に関する基準 → 虐待の防止 身体拘束等の禁止

<指摘事項>

- ▶ 従業者に対する虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会開催結果の周知が行われていない又は、その記録がない。
- ▶ 従業員に対する虐待防止のための定期的な研修や身体拘束等の適正化のための研修を行った記録を残していない。
- ▶ 身体拘束等の禁止及び虐待の防止に関する委員会や研修が同時に行われた場合に、記録の内容が混在し、適切に実施されたか確認できなかった。
- ▶ 身体拘束適正化指針について指針に盛り込む必要がある項目に漏れがあった。

【具体的な指導内容】

- 虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会の結果について、従業者に周知し、その記録を残すこと。
- 虐待防止のための定期的な研修や身体拘束等の適正化のための研修の研修実施内容についての記録を残すこと。
- 身体拘束等の禁止及び虐待の防止に関する委員会や研修が同時に行われた場合はそれぞれの委員会や研修を実施した明確な記録を残すこと。
- 身体拘束適正化指針については、基準を確認し必要な項目を盛り込むこと。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

⑩運営に関する基準 → 業務継続計画の策定等

<指摘事項>

- ▶計画の内容について、「感染症分野（平時からの備え・初動対応・感染拡大防止体制の確立）」と「災害分野（平常時の対応・緊急時の対応・他施設及び地域との連携）」を両方策定する必要があるが、両方もしくは片方しか策定されていない。
- ▶従業者に対する必要な研修及び訓練（シュミレーション）を実施していない又はその記録がない。

【具体的な指導内容】

- 業務継続計画の内容について、「感染症分野（平時からの備え・初動対応・感染拡大防止体制の確立）」と「災害分野（平常時の対応・緊急時の対応・他施設及び地域との連携）」をそれぞれ網羅して記載すること。
- 必要な研修及び訓練（シュミレーション）をそれぞれ年1回以上（障害者支援施設は年2回以上）実施し、その記録を残すこと

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

⑪介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い → 欠席時対応加算

< 指摘事項 >

- ▶ 一度の連絡で複数日休む連絡があった場合において、その複数日分を請求している。
- ▶ 相談援助の記録において、利用者の状況や相談記録が整備されていないまま請求している。
- ▶ 急病等ではなく、予め把握していた欠席（定期的な通院等）についても請求していた。

【具体的な指導内容】

- 1回の連絡で2，3日分まとめて休むと連絡があった場合には、相談援助は1回だけのため、加算の対象は初日のみで2日目・3日目は算定できない。
- 利用者または家族に対し相談援助を行い、その内容を記録した場合に算定できるので、連絡を受けた日時、利用者の状況、相談援助の内容を記録として残すこと。

※きちんと「相談援助」を行い、その記録を残すことが重要です。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

⑫ 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い → 施設外就労（者）

< 指摘事項 >

- ▶ 訓練目標に対する達成度の評価が適正になされていない。
- ▶ 本来、本体施設に配置する必要がある管理者やサービス管理者が施設外就労に同行していた。

【具体的な指導内容】

- 施設外就労を行う要件として、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされていることから、必ず評価を行うこと。
また、評価の内容は、各利用者ごとに訓練目標を設定し、達成度等の評価項目を明確にすること。
- 施設外就労先には職業指導員、生活支援員を配置する。
なお、多機能型事業所であっても、各々の事業は別事業であることから、事業者は他の事業の従業者を施設外就労に配置しないこと。（兼務不可）
- 利用者が2～3人ずつの少数であったとしても、職員はそれぞれに配置が必要となることから、各々の事業所の従業者が随行を行うこと。

【参考】 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（厚労省通知）

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

⑬介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い → 夜間支援等体制加算（者）

< 指摘事項 >

- ▶ 夜間支援等体制加算Ⅰ又はⅡにおける「夜間支援対象利用者数」が誤って現在の入居者数となっている。
- ▶ 夜間及び深夜の時間帯を通じて定期的な居室の巡回が行われていない又はその記録が残されていない。

【具体的な指導内容】

- 夜間支援等体制加算Ⅰ又はⅡにおける夜間支援対象利用者数は、前年度の平均利用者数を用いて単位数を算定すること。
- 利用者の事故や死亡等に対するリスクを鑑み、入居者の利用状況に応じ、適切な時間帯で巡回し、その記録を残すこと。

※届出漏れによる請求誤りが散見されます。

※夜間支援対象者数に変更になる場合は、指導監査課への届出が必要です。
(算定単位数が変更になるため)

※特に、年度の切り替わる時期や、新規指定・定員増などを行った事業所においては、漏れなく届出を行うよう留意してください。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

⑭ 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い → 食事提供体制加算（者）

< 指摘事項 >

- ▶ 食事提供した日の摂取量の記録していなかった。
- ▶ 利用者ごとの体重又はBMIの記録が残されていなかった。
- ▶ 市販の弁当の購入等を食事提供加算として算定されていた。

【具体的な指導内容】

- 食事提供した日の摂取量の記録を必ず行うこと。
- 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録すること。
※ おおむねの身長が分かっている場合は必ずBMIの記録を行うこと。
※ 利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に体重等把握せずとも要件を満たすこととして差し支えないが、その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨の記録等を残しておくこと。
- 食事は事業所施設内の調理室を使用して調理したものや、食事提供業務を第三者に委託した場合は衛生上適切な措置を講じたもの等であること。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

⑮ 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

- ➔ 行動障害支援体制加算
- 要医療児者支援体制加算
- 精神障害者支援体制加算
- 高次脳機能障害支援体制加算

< 指摘事項 >

- ▶ 同一月に「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」を実施した場合に、それぞれの利用支援費ごとに2回算定されていた。

【具体的な指導内容】

- 算定は利用者に対して「サービス利用支援」又は「継続サービス利用支援」を実施する場合に、1月につき所定単位数を算定するものであることから、同一月に「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」を実施した場合は、算定を1回とすること。

3 令和7年度運営指導の指摘内容等について

⑯ 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い → 福祉・介護職員等処遇改善加算

< 指摘事項 >

- ▶ 加算額以上の賃金改善を実施していない。
- ▶ 賃金改善の支給根拠となる内容が規則・規程等に盛り込まれていない
または、実際の支給内容（金額、手当名等）と規則・規程等の内容が一致していない。
- ▶ 職員に対する、賃金改善の周知内容がわかりにくい。

【具体的な指導内容】

- 賃金改善の配分管理を適正に行い、加算額以上の賃金改善が実施されていない場合は、不足分について追加支給を行うこと。
- 法人内で、福祉・介護職員等処遇改善加算に係る賃金改善の内容について支給根拠となる給与規程等に明文化し、内容の変更がある場合は、随時改正すること。
- 職員に対して賃金改善を行う方法等について、法人全体内容での周知ではなく対象職種、金額、支給項目等を示し分かりやすく周知すること。

4 令和8年度に注意すべき主なポイント

(1) 就労移行支援体制加算の見直し

①見直しに関する経緯等

- ①就労移行支援体制加算は、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じ設定している加算。
- ②しかしながら、他自治体において、同一の利用者について事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者について報道等がある。
- ③上記により、本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算の要件等について見直しが行われたもの。

②見直し内容

- ①一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- ②同一事業所だけでなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可とする。

4 令和8年度に注意すべき主なポイント

(2) 就労継続支援B型基本報酬区分の見直し

①見直しに関する経緯等

平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。

②見直し内容

基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。

※基準額の引き上げ幅は、令和6年度報酬改定時の平均工賃月額の上昇幅（約6千円）の1/2である3千円

併せて下記の措置を講じる

- ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
- ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
- ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七（平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合）と八（平均工賃月額が1万円未満の場合）の基準については引き上げず、据え置く。

4 令和8年度に注意すべき主なポイント

(3) 新規指定事業所の応急的な報酬単価の特例

①経緯等

障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、**新規事業所に限り**、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。

②応急的な報酬単価の対象サービス等

○対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス

※年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

○令和8年6月1日指定事業所から適用

なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している離島・中山間地域（特別地域加算の対象地域）にある事業所については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する。

4 令和8年度に注意すべき主なポイント

施設入所

(4) 地域移行等意向確認体制未整備減算経過措置終了

指定障害者支援施設等は利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」）を適切に行う必要があります。

令和6年度から努力義務化、令和8年4月以降義務化されており、令和8年4月以降、基準に満たしていない場合は減算になります。

【やっておかなければならないこと】

- ①地域移行等意向確認等に関する指針を定めること。
- ②地域移行等意向確認担当者を選任すること。
- ③地域移行等意向確認担当者は指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告すること。

4 令和8年度に注意すべき主なポイント

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充

全サービス
(相談系はR8年6月
から新設)

【令和8年度報酬改定】 令和8年6月施行

福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施

※定期昇給0.6万円を含め、合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円(6.3%)の賃上げが実現する措置

- ① 加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従業者に拡大(加算率の引き上げ)
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
- ③ 加算対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設

【やっておかなければならないこと】

下記のとおり、各要件について「処遇改善計画書」において令和9年3月末までに整備等を誓約して届出を行っている法人は年度内に該当する要件の整備を必ず行うこと

【キャリアパス要件】

- ① 「令和8年度特例要件を」満たす事業所
キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)、キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)、キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を整備することを誓約
- ② キャリアパスⅣ(改善後の年額賃金要件)において、「職場環境等要件」について全体から14以上の取組を行うことを誓約

【職場環境等要件】

- ① 「令和8年度特例要件」を満たす事業所が取組を行うことを誓約
- ② 「加算Ⅲ又はⅣを算定する場合」、全体で8以上の取組の実施することを誓約

5 その他重要事項

(1) 様式の統一化

児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正により、「指定申請等」の様式については、「こども家庭長官及び厚生労働大臣が定める様式等」により行うものとされました。（令和8年4月1日施行）

併せて、市条例規則についても令和8年4月に改正され、申請書の様式を変更いたしました。

つきましては、申請時は佐世保市ホームページを必ず確認の上、申請書等のご提出をお願いいたします。

【対象となる様式】

○ 指定申請書 ○ 指定更新書 ○ 指定変更申請書 ○ 変更届出書 ○ 付表

市ホームページ掲載場所

○ 障害福祉サービス

総合トップ — 総合案内 — 健康・医療・福祉 — 障がい者福祉 — 障がい福祉事業者向け情報 — 障害福祉サービス事業者の指定・変更・加算の届出等 — 障害福祉サービス等の指定申請・加算届・変更届

URL: <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>

○ 障害児通所支援

市ホームページ掲載場所

総合トップ — 総合案内 — 健康・医療・福祉 — 障がい者福祉 — 障がい福祉事業者向け情報 — 障害福祉サービス事業者の指定・変更・加算の届出等 — 障害児通所支援等の指定申請・加算届・変更届等について

URL: <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaijitusyoshien.html>

5 その他重要事項

(2) 自己点検表の活用について

障がい福祉分野における手続負担の軽減に伴い、厚生労働省から運営指導時の自己点検表が示されています。

つきましては、市ホームページに様式を掲載しますので、事業者の皆様におかれては、適宜（年1回程度）様式に基づき自己点検の実施を徹底し、適切な運営を行ってください。

【市ホームページ：「指定障害福祉サービス等の運営指導（旧実地指導）等について」】
URL：https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogai_uneisido.html

(3) 給付費等の請求時の誤りについて

毎月の自立支援給付費等の請求時に、報酬区分や加算算定の誤り等が散見されます。

いま一度加算項目等の要件を確認のうえ、届出が必要な加算項目については定められた期限までに書類提出いただくとともに、報酬区分等に誤りがないよう請求を行ってください。

【請求時の誤りの例】

- ▶ B型の基本報酬区分（平均工賃区分）が誤っている。
- ▶ 届出が必要な加算項目について、届出を行っていないにも関わらず加算を請求している。
 - ※届出不要の加算項目については、要件を満たせば算定できます。
 - ※加算を算定する場合は、要件を満たしていることがわかる根拠書類を適切に保管しておいてください。

障害福祉サービス等・障害児通所支援事業者 集団指導

指導監査・実地指導、
令和8年度に注意すべき主なポイント

(令和8年度トピック)

～ E N D ～